

文京区立図書館サービス向上検討委員会設置要綱

25文教教真第65号

平成25年6月3日教育長決定

(設置)

第1条 現在の文京区立図書館体制を踏まえ、より一層の図書館サービスの充実を図るため、文京区図書館サービス向上検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 文京区立図書館の8館3室体制及び中央館機能に関すること。
- (2) 区立図書館及び学校図書館の連携に関すること。
- (3) その他図書館サービスの向上に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱又は任命する委員20人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 区立小学校、中学校及び幼稚園PTA代表 各1人
- (3) 保育園父母の会連絡会の推薦による者 1人
- (4) 文京区町会連合会の推薦による者 1人
- (5) 区内児童書出版関係者 1人
- (6) 指定管理者 2人
- (7) 公募区民 5人以内
- (8) 区職員 6人

2 前項第7号に規定する公募区民の委員（以下「区民委員」という。）は、別に定めるところにより、募集する。

3 1項第8号に規定する区職員は、教育推進部長、企画政策部企画課長、区民部区民課長、アカデミー推進部アカデミー推進課長、教育推進部教育指導課長、教育推進部真砂中央図書館長の職にある者とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、委員の委嘱又は任命を受けた日から委員会終了までとし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、区民委員が欠けたときは、これを補充しない。

(委員長及び副委員長の設置)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、第3条第1項第1号に規定する学識経験者の委員とし、委員会を総括する。

3 副委員長は 教育推進部長の職にある者を充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。
(会議)

第6条 委員会は、委員長が召集する。

2 委員長は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
(会議の公開)

第7条 委員会は、公開とする。ただし、委員長が公開することが適当でないと認めたときは、この限りでない。
(意見聴取)

第8条 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。
(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育推進部真砂中央図書館が行う。
(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年6月3日から施行する。